

日本司法支援センターの第2期中期目標期間終了時における
組織及び業務全般にわたる見直し（案）

第1 日本司法支援センターの現状

1 目的及び使命

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（以下「総合法律支援」という。）に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする法人として、平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。

支援センターの業務は、憲法上保障されている権利の実現に不可欠で、司法に密接に関連するという点で、一般の独立行政法人とは異なる上、国民生活に欠かせないセーフティネットとして機能しているところであり、極めて公共性が高い。支援センターは、その業務運営について常に国民等の立場に立って取り組み、これまで以上に国民等に親しまれ、頼りにされる存在となるための取組が期待されるところである。

2 これまでの取組

支援センターは、①法による紛争の解決のための制度を有効に利用するための情報や相談機関・団体に関する情報を提供する情報提供業務、②資力の乏しい国民等が民事裁判等手続の利用を通じて法的紛争を解決することをより容易にするために無料法律相談や弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助業務、③国選弁護士等になろうとする弁護士との契約や国選弁護士等の指名通知、国選弁護士等に対する報酬等の支払等を行う国選弁護士等関連業務、④弁護士等が当該地域にいないことその他の事情により弁護士等に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において常勤弁護士等に法律事務を取り扱わせる司法過疎対策業務及び⑤犯罪被害

者に対する総合的な情報提供や精通弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務を行っており、いずれの業務においても、相応の成果を上げてきた。

また、支援センターは、第2期中期目標期間中である平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、被災者及び被災地が多くの法的問題を抱えるに至ったことから、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）に基づく新規事業である震災法律援助事業を中核として、被災者等への法的援助を実施している。

さらに、支援センターの業務を遂行する中で、自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でなかったり、意思疎通が困難であるなどの理由で自ら法的支援を求めることができないという類型の司法アクセス障害が高齢者・障害者等に存在することが明らかになってきたことから、支援センターでは、常勤弁護士の有志が中心となって、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障害者にアウトリーチするなどの手法を駆使して、その法的問題を含めて総合的に問題を解決する取組（この取組を便宜上「司法ソーシャルワーク」という。）を実施している。

第2 組織及び業務全般の見直しの基本的な方向性

1 見直しの考え方

今回の見直しは、支援センターの行っている業務が、憲法で保障されている裁判を受ける権利、刑事被告人の国選弁護人選任権等を実現するために不可欠なものであり、また、司法に密接に関連するものである点に十分留意しつつ、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえた上で行う。

一方で、支援センターは独立行政法人通則法準用法人であり、国費によりその業務を行っていることから、その取組については国民等から十分な理解を得る必要がある。

このため、総合法律支援を的確に実施するとともに、効率的で効果的な業務運営を実施するため、可能な限り具体的かつ定量的な目標を策定し、支援センターの経営方針を明確にする。そして、定性的な目標とせざるを

得ない場合であっても、第三者が到達度を検証可能なものとする。

2 基本的な方向性

法による紛争解決をより身近なものにする支援センターに対する国民等の期待が高まっている一方で、国費の支出の適正性や国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっている。今回の支援センターの組織及び業務全般の見直しは、全体として、このような状況を踏まえたものとするのが求められる。

そこで、支援センターにおいては、本部・地方事務所等を問わず、支援センターの全ての役職員が、このような状況を踏まえた上、利用者である国民等の視点から機動的かつ柔軟な業務運営を行うとともに、納税者である国民等の視点から、常にコスト意識を持って、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていく姿勢が求められている。

また、支援センターの業務運営の責任を負う理事長は、自らリーダーシップを適切に発揮し、効率的で効果的な業務運営に努め、利用者でありかつ納税者でもある国民等の満足度の向上を図ることが求められている。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

第3 支援センターの組織及び業務全般の見直し

支援センターは、この見直しの内容に沿って検討を行い、その結果を中期計画や年度計画に具体的に盛り込むことが求められる。

1 業務実施体制の見直し

(1) 管理部門のスリム化

効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検

討する。

(2) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用・配置に関する見直し

既存業務及び新規業務の追加による業務量の変動についての的確に把握・分析し、業務の平準化等、事務手続の合理化を推進して、真に必要な職員の配置を行う。

常勤弁護士については、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていること、常勤弁護士を配置することによる財政的効果などを踏まえ、支援センターの使命である総合法律支援が適切に実施できる体制となるよう、既に常勤弁護士が配置されている他の地域も含め、配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、一般契約弁護士とは異なる常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たした上で、必要性が認められる地域への配置を行う。

なお、常勤弁護士を配置する効果については、常勤弁護士が受任した事件数、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握・分析するなどして、費用の面からも効率的な方法により、一般契約弁護士と比較し、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果を明らかにする。

また、常勤弁護士については、大規模災害等における機動的な法的サービスの担い手としての役割が期待されているところ、この観点からの体制整備については、地域の弁護士会等とも連携することを前提とした必要最小限のものとなるよう厳格な検討を行う。その上で、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施できるよう具体的な措置内容等をあらかじめ明確にする。

(3) 出張所の見直し

出張所については、取扱件数、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、設置の要否や職員配置について不断の検討を行い、必要な見直しを行う。

2 業務全般の見直し

(1) 情報提供業務の見直し

コールセンターの運営に当たっては、質の高いサービスの維持・向上に努め、併せて、運営経費の経済効率を図る指標を設定するなどして効率的運用に努めるほか、情報提供件数の増加が見込めない場合には業務量に応じて職員配置を見直す。

(2) 民事法律扶助業務（東日本大震災法律援助業務を含む。）の見直し

ア 民事法律扶助について、利用者の立場に立った運用を行うよう努める。

イ 東日本大震災法律援助について、法的問題を抱える東日本大震災被災者の立場に立った運用を行うよう努める。

ウ 事務手続の平準化及び合理化により効率的な運営を行う。

エ 立替金等債権の管理・回収について、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用し、より効率的かつ効果的な取組を実施する。

オ 「償還率」の概念について見直しを行い、回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかが検証可能な指標及び目標水準を設定する。併せて、発生年度ごとの立替金等債権の管理・回収状況等の基本的なデータについて業務実績報告書で明らかにする。

カ 地方事務所ごとに立替金等債権の悪質な償還滞納者等への対応が異なることのないよう、支援センター本部において統一的な対応方針を策定し、各地方事務所へ周知・徹底を図るとともに、必要に応じて公表する。

キ 民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準の体系について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

(3) 国選弁護等関連業務の見直し

ア 事務手続の合理化により効率的な運営を行い、引き続き、国選弁護人等の迅速・確実な選任態勢を確保するなど事業の適正な実施に努める。とりわけ、裁判員裁判については、その安定的な運営を確保するため、十分な知識や経験を有し、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任態勢の確保及びその知識や経験の共有にも配慮した選任の運用の工夫に一段と努める。

イ 国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準の体系について、多

角的視点から検討を行い，その結果の適切な反映を図る。

(4) 司法過疎対策業務の見直し

司法過疎地域事務所の設置に加え，日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携し，より効率的・効果的な形での司法過疎対策を検討し，その実施を図る。

司法過疎地域事務所の設置に際しては，設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え，設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化し，その検討過程を明らかにする。また，司法過疎地域事務所ごとの業務量を把握・分析し，存置の必要性や常勤弁護士の配置人数について検証の上，業務量を踏まえた必要な見直しを行うとともに，担当する事件の性質により，事件処理件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には，その存置の必要性について十分な説明責任を果たす。

(5) 犯罪被害者支援業務の見直し

既存業務である犯罪被害者に対する総合的な情報提供，精通弁護士の紹介，被害者参加人のための国選弁護に関する業務等に加え，新規業務である被害者参加人に対する旅費等の支給業務等に的確に対応するため，適正かつ効率的な態勢整備を行い，また，被害者支援団体等との連携を深め，効果的な支援を実施する。

3 その他の見直し

(1) 業務運営体制の整備

本部においては，迅速かつ的確な意思決定を行うための態勢の充実・強化に努め，地方事務所においては，利用者に全国均一のサービスを提供すべく，本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できるよう，態勢の構築に努める。また，内部統制について，総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考に，充実・強化を図る。

(2) 司法ソーシャルワークの事業計画と目標の明確化

司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや地域のニーズ等の把握に基づく事業計画及び具体的な目標を平成26年度中に策定した上で、効率的かつ効果的に事業を実施する。

また、司法ソーシャルワークの事業計画の進捗状況や目標の達成度合については、毎年度、日本司法支援センター評価委員会の評価を受ける。

(3) 自己収入の増大

支援センターの果たす公的な役割を広く理解してもらうことで、寄附金の受入れの増進に努める。

(4) 認知度の向上

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの存在や役割を認知できるよう地方公共団体等との連携を図りつつ、効率的かつ効果的に支援センターの認知度を高める。